

2012年9月3日

各位

会社名 ヤマハ株式会社
代表者名 代表取締役社長 梅村 充
(コード番号 7951 東証第一部)
問い合わせ先 広報部 (TEL 03-5488-6601)

訴訟の判決に関するお知らせ

当社が、株式会社アクセル（本社：東京都千代田区外神田四丁目14番1号、以下「アクセル」）に対して2010年4月14日付で提起した2件の特許権侵害差止等請求訴訟のうちの1件について、2012年8月31日に東京地方裁判所より判決が言い渡されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

当社は、アクセルに対し、アクセルのサウンドLSI^(注1) およびマルチ機能LSI^(注2) が、当社の保有するサウンドデータ再生・合成技術に関する特許権5件^(注3) を侵害するものとして、2010年4月14日、その製造、販売の差し止めならびに損害賠償を求め、東京地方裁判所に提訴いたしました。提訴は、特許5件を技術的に関連する2グループに分け、二つの訴訟として提起いたしました。

2012年8月31日に、上記二つの訴訟のうちの第1訴訟について、当社の特許に抵触しないとの理由で、当社の請求を棄却するとの判決が出されました。

今後、判決内容を精査し、当社の主張を正しくご理解いただけるよう知的財産高等裁判所での控訴審で審理していただく方向で検討いたします。

また、第2訴訟につきましても、引き続き、当社の正当性を主張して参ります。

尚、本判決による当社業績への影響はありません。

当社の特許の有効性については、アクセルは、当社特許5件のうちの4件について特許庁に対し無効審判を提起し、その後、知的財産高等裁判所にて当社特許の有効性を争ってまいりましたが、本日までに全ての特許について有効性を認める判決が出されております。^(注4)

(注1) サウンドLSIとは、圧縮されたサウンドデータを再生する機能を有するLSIのことです。

(注2) マルチ機能LSIとは、サウンド機能、グラフィック機能を統合したLSIのことです。

(注3) 訴訟の対象となる特許

第1訴訟：特許第2943636号、特許第2734323号、特許第3918826号

(圧縮されたサウンドデータのデータフォーマットおよびその再生方法に関する特許)

第2訴訟：特許第3003559号、特許第3097534号

(演算処理によるサウンドデータ合成における演算処理の効率化に関する特許)

(注4) アクセルは、知財高裁の判決が出された4件のうちの1件の特許について、最高裁判所に上告受理申立しています。